

都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月30日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第3号

都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（平成17年香川県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開発行為許可申請書等の添付図書)	(開発行為許可申請書の添付図書)
第2条 略	第2条 略
2 法第34条の2第1項の規定による協議を行おうとする国の機関又は同項に規定する都道府県等は、開発行為協議書（第2号様式の2）に前項に掲げる図書（第5号及び第6号の書類を除く。）を添付しなければならない。	
(開発行為許可申請書等の添付図書の様式)	(開発行為許可申請書の添付図書の様式)
第3条 前条の開発行為許可申請書又は開発行為協議書に添付する図書のうち次の各号に掲げる図書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。	第3条 前条の開発行為許可申請書に添付する図書のうち次の各号に掲げる図書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(開発行為の変更の許可の申請書等)	(開発行為の変更の許可の申請書等)
第5条 法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（第8号様式）に第2条第1項各号に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付しなければならない。	第5条 法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（第8号様式）に第2条各号に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付しなければならない。
2 略	2 略
3 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議を行おうとする国の機関又は都道府県等は、開発行為変更協議書（第9号様式の2）に第2条第1項各号に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付しなければならない。	

第2号様式（第2条関係） 略

第2号様式の2（第2条関係）

(日本工業規格A列4番)

開発行為協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 所在地
名 称

代表者氏名

印

電話番号() -

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為について協議します。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 發 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 用 途	
	8 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 協 議 成 立 に あたって附した条件		
※ 協 議 成 立 番 号	年 月 日 第 号	

注1 ※印のある欄は記載しないでください。

2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

3 この協議書に必要な添付図書は、裏面を参照してください。

第2号様式（第2条関係） 略

開発協議図書(裏面)

図書の種類(様式)	明示すべき事項添付図書	縮尺	備考
設計説明書 (第3号様式)	設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設整備計画等[新旧の公共施設対照図]		
開発区域位置図	方位、開発区域の位置(朱)、都市施設、都市計画施設の位置・名称、用途地域その他の規制区域等	1/50,000以上	地形図に表示
開発区域図	方位、開発区域の境界(朱)、土地の形状、県界、市町界、町・字界、都市計画区域界、排水区流域、区域外道路の状況等	1/2,500以上	
現況図	方位、開発区域の境界(朱)、地形、開発区域内及び周辺の公共・公益的施設(公道(水路)、水路(附)、既存施設及び既存構築物等の工作物、土地の地番等)	1/2,500以上	
土地利用計画図 (第4号様式)	方位、開発区域の境界(朱)、地形、既存施設及び既存構築物等の工作物、土地の地番等	1/1,000以上	完成形の図面
造成計画平面図	方位、開発区域の境界(朱)、切土(黄)、盛土(赤)、がけ、擁壁の位置・形状、道路(位置・形状、幅員・勾配、中心線、測量・計画高)、街区の辺長、公園・緑地・広場、公益的施設、工区界、地形、縦横断面線(位置・記号)、ベンスマーカー、消防水利施設、隣接地の地番、地目、隣接地との高低差等	1/1,000以上	
造成計画断面図	方位、縦横断面線記号、区域境界位置、基準線、地盤面(現況・計画)、切土(黄)、盛土(赤)、計画地盤高、がけ、擁壁、道路、構造物、土羽、土質等	1/1,000以上	造成計画平面図との照合
排水施設計画平面図	方位、開発区域の境界(朱)、排水施設(位置・種類・材料・形状・形状・内り寸法)、人孔(位置・間距離)、水の流れの方向、吐口の位置、放流先、計画地盤高、污水処理施設、凡例等	1/500以上	排水計算書との照合
給水施設計画平面図	方位、開発区域の境界(朱)、給水施設(位置・種類・形状・材料・内り寸法)、取水方法・位置、消火栓・ポンプ施設・貯水施設・浄水施設の位置・形状等	1/500以上	
がけの断面図	がけ(高さ、勾配、土質)、がけ面保護の方法、現地盤高、前後の地盤面等	1/50以上	
擁壁の断面図	擁壁(寸法・勾配・材料・配筋、コンクリート品質、透水層、水抜き、基礎構造、基礎杭)、基礎地盤土質、前後の地盤面等	1/50以上	
排水の計算書	設計条件・計算結果		污水と雨水の流域計算
排水施設の縦断面図	測点、排水渠(勾配・管径)、管底高、土壤り、人孔(種類、位置・間距離)、基準等	1/500以上	排水施設計画平面図との照合
排水施設の構造図	開渠・暗渠・会所・落差工・吐口・宅内構・道路集水渠・人孔等の構造(寸法・材質等)、放流先(河川・水路)の名称・断面・水位等	1/50以上	
排水の流域図	方位、開発区域の境界(朱)、集水系系統ブロック別の色分け、地表水・排水施設の水の流れの方向等	1/500以上	流域計算書との照合
工作物の構造図	床版・防火仕様・器具・安全施設・境界コントリ等の名称・寸法・材料等	1/50以上	
道路の縦断面図	測点、断面地盤面・地盤高・单距離・追加距離・基準線・道路記号等	1/500以上	
道路の構造図	幅員構成、横断勾配、路面・路盤(材料・品質・形状・寸法)、道路側溝・埋設管等(位置・形状・寸法)等	1/50以上	
擁壁の構造計算書	設計条件・計算結果		
調整池の検討書	下流河川等の現地調査結果、許容放流量計算(河川等の管理者協議を経たもの)、調整池の検討フロー		開発区域面積1ha未満のときは不要
公園の計画図	公園面積・有効面積・勾配・通路・出入口・遊具・給・排水施設・植栽等	1/500以上	緑地・広場も同様
開発区域の求積図	方位、開発区域の全面積、各敷地の面積、道路・水路・公園・広場等の公共・公益的施設を区別した空地の面積		
不動産登記事項証明書	全部事項		開発行為に関係がある土地・建物
公園の写し	転記年月日、転記場所、転記者、方位、縮尺、開発区域の境界(朱)、開発区域内及び周辺の公道(水路)等		
予定建築物等の平面図・立面図	縮尺、床面積、建築面積、容積率、建ぺい率		
公共施設管理者同意書	開発区域に含まれる地域の名称及び面積、開発行為に関係する公共施設の名称、財産管理者、維持管理者、同意の内容		開発行為に関係がある公共施設
公共施設管理者協議書	公共施設の管理、帰属、協議経過等		
開発行為施行同意書 (第5号様式)	土地・建物等の所在・地番、権利の種類・持ち分、権利者の住所・氏名等[施行同意者の印鑑証明]		開発行為に関係がある土地・建物・工作物等
設計者の資格に関する申告書 (第6号様式)	[卒業証明書、資格証明書等]		開発区域面積1ha未満のときは不要

* その他必要な書類
協議内容に応じて、他法令の申請書・許可書の写し、官民境界確定書等の写し、事業計画書(予定建築物等が自己的業務用の場合)等を添付すること。

第3号様式(第3条関係) 略

第3号様式(第3条関係) 略

第9号様式（第5条関係） 略

第9号様式の2（第5条関係）

(日本工業規格A4列4番)

開発行為変更協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 所 在 地
名 称

印

代表者氏名

電話番号 () —

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更について協議します。

開 発 行 為 の 變 更 の 概 要		変	更	前	變	更	後
		1 開発区域に含まれる地域の名称					
	2 開 發 区 域 の 面 積		m'		m'		
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途						
	4 そ の 他						
協 議 成 立 番 号		年	月	日	第	号	
変 更 の 理 由							
※	変 更 協 議 の 年 月 日 及 び 番 号	年	月	日	第	号	

注1 ※印欄は、記載しないでください。

2 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

3 変更前及び変更後の図書を添付して変更内容を対比させてください。

第10号様式（第7条関係） 略

第9号様式（第5条関係） 略

第10号様式（第7条関係） 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。